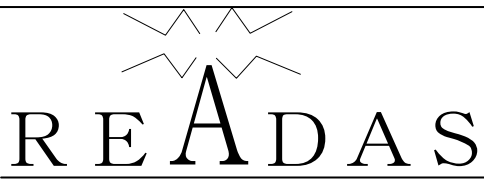


第 4922 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2014年)平成26年 2月14日 金曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 定住奨励金の課税上の取扱い

Q：市から定住条例に基づく定住奨励金の交付を受けた場合の所得区分及びこの場合の住宅借入金等特別控除の適用はどうなりますでしょうか？

A：次のようになります。

【解説】

市によっては、市内に定住を目的として住宅を取得した者に対し、定住奨励金（奨励金）を交付するところがあるようです。

一定の申請書を提出すると最高7年間奨励金が交付されます。この奨励金については、次のように取り扱われます。

①所得区分

この場合の奨励金は、最高7年間にわたり継続的に交付が受けられるものですから、雑所得として取り扱われます。また、その収入すべき時期は、市から交付金額の通知を受けた日となります。

②住宅借入金等特別控除

住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合に補助金等の交付があるときは、その住宅の取得価額等からその補助金等の額を控除しなければなりません。したがって、奨励金の額を控除することになるのですが、この場合の奨励金は、申告期限までに総額が確定しないことから、いったん奨励金の見込総額を住宅の取得価額等から控除して住宅借入金等特別控除を適用し、奨励金の確定額と見込総額とが異なることとなったときは、修正申告又は更正の請求をすることになります。

